大鏡

貳

宿4
775
91

宮内庁書陵部
775
91

大鏡卷之三目録

宮内庁書陵部

枇杷左大臣 仲平 基經二郎
清慎公 實賴
小一条左大臣 師尹
貞信公 忠平 基經四郎
廣義公 頼忠

宮内庁書陵部

一左大臣仲平こゝにおはしくるまをとりつゝ孫の次郎は如き
本院の大臣よりおかしく大臣の位すて十三年ぞ初め
せ給ひ枇杷左大臣とも世語り伝へ侍り集よ
りはかなくて人よむそぐれよりなぐさみ給へるを代
人よおもふす貞信公ようい出見るあるを物語り給へど少
年まで大臣よりおつをとれ給へるまゝ法みよりも
なほ人まで行はさおこうぐの内よ泳こむの所
をそくとく法ゐよさ紀ゐるむ紀のむ
きうう人ときゝ給ひかうあるゝん
所ゐてその花ゆりざして和泉式部よりこゝ給へるひ
さしたいきやう世さ物語むけるかとよこさ海よ

まへさせ給ひけるかぎりなしとぞいまさらしかへりつゝ
いとくるしけれどもおもひかけてゆめかへりみ給ふ
あはれなりしたゞうちとけ御あはれひめそゝなれ
このよのことは御ゆるしたまへりとてたちわかれ給ひし
けふからはさしあたりてめでたることのおとゞに
いまの人ゆるしやすからむとぞおもひたまへしれ

人はたゞ次やうやくなりはてひとつも
なき名をとらふいでまし　御涙

一太政大臣忠平 貞信公 このおとゞは基経(もとつね)のおとゞ
の四郎君 御母本院の大臣びハの大臣のむすめ 天慶

四年辛丑(かのとうし)十一月関白の宣旨かうふらせ給ふ 延長八
年十一月廿一日摂政宣旨くだされ給へり 公卿なりて
四十二年 大臣の位にて三十六年よをしらせ給ふ
年廿年 天暦三年八月十四日うせさせ給ふ時御年七十 のちの御名貞信公とかうぶり
たまへり 小一条の太政大臣と申す 朱雀院村上ひと
村上の御おほぢにおはしましき この御子五人 そのおほいハ
祇の位太政大臣まで 御太郎左大臣まできこえ實頼(さねより)なり
おとゞおほれきこえて小野宮と申す 次郎右大臣師輔(もろすけ)の
おとゞ九条殿ときこえさせ給ふ 四郎師氏(もろうじ)大
納言とぞきこゆ 五郎は又左大臣師尹(もろまさ)のおとゞ小一条殿
と申きこし 此四人の君たちの左大臣大納言なりして

かつだれなくしかしいへどもりしかれは
ぐわぞくしせんかごむところは先坊のみやすに
またおなじ御しきは子に此三人ならび太后きさきの
まゐり給ひつるより小一条のみかどのこと地
まはしだうえんとぞせられ侍りしかまゐり侍らず
うしむかしこれ御神なるしませば洞院とかしこ
はじめよりおりさせ給ひしよりあそばなどの御日の
まうしとどうけ給はりしおはしましその一町は人
まかりあかつきりきいまはあやしき物もむま車
よのりつくみづしくともあかさき侍らいとよむりしれ
なりしへしまいらくかさじけなくこそみえ給ひまじおもさしれた

ぞや今もおなじうけきこえることとこそ侍りしか今日も宗侍
らんかここのはやく侍るつまじ御堂くてまゐりと
とこそは侍れども御心いりしだうえんとたよきそぞまうり
はるみかどのつかれいへあしき給ひとどかむときまゐりなんて
佛つましきことはするとものもかくすりて侍りなるとも
ふくむさいにて見ん次先祖の御抱はなかもれし
けれど小一条のこうんよりは侍らぬ人は知らること
ゆかまうしつき家とありしく侍りまさやうか
おりはおなへまたりんとまはなかくかしきん亦
おほくは御のもとかなくなくおもうしとぞかの
入道殿には侍らずなりし此貞信公は宗像明神

うつまものなどゝたまはりて我ちうさの守信を
くくてゝすきせ給へるものんくるゝ給ふとゝまる
名れどもかゝとゝもどんなるはゆるうるて神信を
ゝまきせ給へる弓也殿いづまの門ゝけ給ふ
に思ふよ延喜未雀院の御ぐふこそ給ふを宣
旨ゝ給ふうせ給ふてをこなひよ陣の座清涼殿
しまゝみちよ南殿の御帳ゝうゝ給ふをうせ給ふ
などよものくけいこしてゝ給ふちのいづきとうを
ちうをもとゝいとあやしくくてゝ給ぐうせ給ふよけを
むくくくとおひしるまの清めはぐくかるかのとれ
ぐうるるれかなりをりとゝいとおをうしくおぐ

めりなれどおくしなるさ清みくしく祈んせさ給ふ
むておやをの勅宣うけ給ふてかるめまつる人と
らふるかふものぞゆるさぬあり人とは
ちをひきぬきてうれどもとゝ給へうを
きとゝまゝひめちうかちてそうとゝれすき
まへ酒りまれ四ふよ釈乃半かりんうおと
殿ゝ給ふはゝまりもこの殿ん四中ふかゝを
おくもあうれまを作るうかゝて忘うちうりく
うかをぐくうちうむめりいうをけ半ふう七
月すてむまれさ殿給へるゝ

天暦三年八月十四日まをうせさを
給ひまるる正一位をうせさを給ふ

一 太政大臣実頼　小野宮殿 安和三年五月十八日薨七十二
贈正一位

これはかの忠平の一男におはしまして小野宮と
のたまへりし御事也 寛平法皇の御むすめ大臣位に
て二十七年天下執行摂政関白し給ひて二十年ば
かりやおはしけん 小野宮大臣と申しき 天禄元年五月
十八日にうせさせ給ひにき 御とし七十一とぞ申しき
これは清慎公也 和歌の道にもすぐれおはしまして
後撰にもあまたいりたまへり 大かた何事にも有職にて
御心うるはしくおはしまして世の人のかゞみにそひら
きさいの宮のさへやしのひ南おもてにはわたりたまはで
かちていくさまさせ給ふおかしきりさそのゆへたいらかなとの
すだれのあらきにみゆれば明神御覧ずらんにいかで
なめげにていでんとのたまひせしこといとかしこし
まゐらせ給ふおほのづからおほやけにすゝみおはしける御性
とうづさせ給ひてぞおほかたのつきにつかへさせ給へるこそあはれなれ
の御女ぞ女御にまゐらせ給ひき 村上のみかどの御時にや
きこえたまひなんとこの君たち何年のみかどの御時にや
むすめの御たちいはかつらぬ将とぞおもせし 又
おとどにはおさなくてうせ給ひきとなん いとう
おそろしきに 是は元方の大納言のむすめ…… 君
あづまのかたよりうせ給へるとも聞えて馬をたてまつ
らせられたりと

まくらぬ人もあつまりよ
ほれもおさてそすむへりける
いくうの一さ事なりかなそ目をしのぶふるおくぐ
の堂ういかをとうしひきさんしそのはそう
そうしうむそはうつきこのあつまつしはねね
太男子依理大貳よのてそ紀乃上ほ住そのゆうも
常陸いよのふれまへかうこまりまそ日いえどう
あまうこのたりくあしてそ風おそうゆきか
どすりをすてなりていどんしはへかはかど
風うよのこなうぬかくのうしつ日ちつをぐれたい
くあやしくおばしてそのひはへて神の御をく

つくのくいふよはうべさく事もかしいうかり事よ
ゑをそれはもきる芦よんくはひるやういこど
うけうれこ御一たうおこうかうて公日の
あまてりどちへはふをなをあづくへはふすりそ
きはよろげの風一ちよ額のかくうはるよをのまと
ちもかれがあしそれをそんをしんと四ふよすくべての
をしてくせんがいこうろく御をどうれよかく後
たくまつしむくおりふよりは公おりかくでいいつ
いよそくめたくまつりはるかくのくまうふをを
きてうやくとひはは御をこのうくれをまに侍
かおれかりくのはふよ芦はちふもいみしう

かしこまりとおかすまたうき法むてはまるさ
らふをいそすけていまへまうゆるかくれ日あ
きつる日ともかくうりくなりてそすさ角う
れたうを角さてらかうとくまうてつさ法ひぬゆ夜
くあくいうをげさいしてきよまりりく裝
来して屋がて神のはまへまそう紀法角一法乃
宿ともめいぐくうをてまく法乃ぐくしてう
角り法ふまつ四おそくく本をくすゑのふひよ
いうまでたいうかよのがり法むまさるがする本
と人るの人乃ゑあがむまぶけうあるゆまて
こそあを角て神の法乃よけまでかくおがい

ん人をゆふ内んたうう法乃むまるれ角ふく
ゑれまそ日本一の内を礼ひれおぼくないのちぐそう法へ
ふうう六波羅密乃がくを比多いふれう紀まへる
れたうれみしまの神乃がくく比ものとはおの
内まる法を内ゑ乃ぐへそ倦怠ゑまとこ如沢人ゑ家
実月屋くおまを也一於中関白殿東三条法ゑを也
法むくは漳子ようゑ志とをかを也法ひ一文紙形を
この大賊まかけまのくまふを内をいくく人さが
ゑぬはどまのりてかくれかどようぬべりけれ
ま関白殿わくゑ多法むくく上達部殿上人などさゑ
人くあまくゑりはどくひくのちゑ日たくはゑれ

たくまつりてまいらせつりかくお
びしめさるれどいるとそのべきるなしねたうき
てまつりいで給ふよ女のけうぞくうづけさを給ふ
とさしてもありぬべくおぼえ給ふをつぐよ事
あるひとうちうちの人の中をもけいでらもけるなん
なれけるの失錯なりけるのつれなけさくも
うちまいりくかれあるまゝばかりうまゝやを
とゞまる人もなりむらがりたるもける
むかしものみちのなべくたばらうなどにそうや
うなる事いせさ後給をめしく敵をもそしもの人く
ありるとその大武内むすめいとこの懐平右衛門督

きくのるくまて松をせしゝ經任卿のるく上大貳うを
るる沢女てう給うて松をすめ給大武のれいのうるい
法住寺殿の松ぐれ小方まくおしすその松をるる
女君を敵の流の山荘の弘徽殿女御又入道中納言れ
小方まそ又松のうぶは今の中宮方更安信卿をゆめる
をのくえの松くの三郎たゞ八二郎をそ敦敏が將の松の
るる松君廣つ給をでなるる給へるゝ奇敏をそき
こゝろ〳〵かゝそのきなること右衛門督ふれんるむ
をあれるるよ足とよりおるせゝ右衛門をの大
貳まそうを世給むるき二郎懐平をて中納言右衛つ
給まくおり給へるゝそのれれのぐなるもいまの右

兼清 經通の君きさき（おほ大納言とき子 經通 資平の女ハ保平納言 保光女子）侍従宰相
資平の君いまの皇太后宮權太夫とて たゝすけの
やゝ ぬし 君 宮 内 おほ ゝ こ ぐ 御 ま ま ま の
たゝ ぐ 御 ふ す ゝ 給 ひ て 内 ま け と つ ま た く ま の
ま 給 ひ く い ん で う か ま ゝ う ゝ 給 ひ き こ の ま く
ど の 四 君 の ふ ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま
さ ん り ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま
ま 君 君 ま ま 今 ま と の く ま 君 右 大 臣 と ま て い ま や
む ま れ く て ま ま す め り（資人右大臣まさすけ九十三ときなり）こ の た ま ぐ の
は ま の な ま く ま か け き と ゝ 給 ま く ま ま ま の 大納言のおもいま
の 夜 の け ね ま ま ま の か わ り（影実宰相のかわり）資平は宰相を辞ふめり

ゝ ま 清 ま ま ま ば ま ゝ ま と ま ば ゝ ゝ け る は ま ま ま ゝ そ ま い
ゝ ま ま ま た の ま ま い 法 御 ま ま ま ま 内 供 奉 園 君 ま て ま 侍
ゝ ま ま ま ま 宮 ま 女 房 と ま ゝ ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま の
ば ま ま む ま れ 給 ま 宮 ま 女 君 ま く や ひ め ま そ ま を
ま こ の 女 い ま り ま ま の 宰 相 ま め れ と ご 小 方 い 院 院
ま 女 法 を 見 ま ま の 式 部 の 出 す 見 院 ま む 疫 給 ひ
ま こ ま 女 御 殿 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま
の ま ま と こ な ひ 給 ふ 資 家 ま ま ま ま ま ま ま ま ま の 女 君 ま 日
重 祈 の 中 納 言 の き く れ ま り て ま ま ま り
ま か く ま り ゝ け る ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま
の ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま

北京西小（今の中宮權大夫のうへ、はるくやひめの母君）住ゆたてくいたづらに
づきすぐさせてまつりいとれつ人の住むことなり給
いんとすれんの所の敷いとしげきことりと人をれ
らに住をば小野宮のそこだくたたるものの庄園を
られこの殿よりそはあるめ敷ばくもせられるさ
住いとめでやすしや對屋殿度敷いきいの事なを
きつるの方よりに間四面の内裏をしたくめられ廊
をられ供僧の所よせるもゆ屋のおわさるる
るへるこれぬるもへらもてくりあり殺ぬる日る
しに内裏には金光佛所をおくおるしまた供米世
石ちやうきまたちられくなるるるかしー世

中よ内裏に西つるみちはたいけうあるる殺
るくるものくはくるくはるふくはくる殺も見
ちとうへさ殺のもの又殺のりていけうこぎそを
まいるこれりりふたるかしー住僧はやむしるるさ
知者或持經者真言師なんるもるんこれを衣々
京法服となるひ住とあて殺ふるる減罪生善の内
いのうへいめ君の西息災といのるるめふこのものく
るやとあけられはるせ殺ふ事日ふたくるの七八
人なる殺はるるー世事まくものくとする所は
京たるこのものくるんやくそは住をおるるおい
ものくうるるなるひしるかしはおるする殺な

ゆきまくるおのこおのこのかくすけうりく少
ものりをめ君はひとつはうまいあくびなれ
うありをん

一大政大臣頼忠このたくぐ小師宮実頼大臣次郎なり
御母時平大臣ゆむをゆ穀敏女君はなりはなり
大臣の位をて十九年関白をて九年この生い極せさ
ぶ行人をうう三条ようい小西東院ういあに
位行ものうう三条殿ゆおのたくいんゆ位ゆ
ものうをき行人をうりうをまうでさけびね
車のちをうをする車又馬のうくのぐいんさう

よは人ぶがむりでむる車もおの殿のちいぐ行ものい
ゆ人をねのふりたりぶり一人づあるて始さいか
くて位也一の人かくすなぐ兄の新年位ぐ
りりねぶかく位なりけ新なりりあ
まりまりのちくゆ行ひて殿のうちり
ひりまりたるあのくゆはくめてきりひ
ゆあのくがゆをもくゆ女房のぶ新まをめく
りてのこりをうゆ殿入く又今日のありよ
くくくくくもさ世行ひりりのまりふうたそある年
なりや一条院位りの也行むりばよて人まて
関白いのりぶりをまひりきたぐあるきなかい殿く

やて四条宮よりはむかしよりすまひせ給ひしか
それはこのおとゞ御殿ぞ時の一の人の御子まで　さる
いとはなやかなる事給ひしは六条殿の御むこにて
せしかども後の西洞院のおほんおほき給ふとき
と人のするたびとなむよるもよるをすゝめて　まで
きぬ大臣太政大臣のたちしきすまへと馬までよろく
ま給ふおはしきおぼしく　いみじくすぐれおはせども　いと
がれせさせ給ふさんすとゆかしやうまでうとはらしく
おぼして中門の廊の連子よりのぞかせ給へばい
みなぐらもやかて馬まで給ふも見おはしまして雑色
二三十人ばかりよきたにいときよくさうぞくうち見

いさゝか馬をつかうてくあふぎたゝくはらひて
ことゞも給ふなどあさましくおぼえせじ　中々なる事
なきばおほくおぼゆくものゝまいてなさけおぼえる
たのこそしるあはれなれときどきりぞかし給ひし宗の
非常の事すりやさ御やと帥中納言殿の右の六條
殿のひめ君は母は三条殿ひめ君にて大将まで御孫ぞ
かしされど人よりはいまひとはゆうまつりぶかくて志
給ふべからしがこの頼忠たゞ一の人におぼし御
しかども待る人々しまそうらふまつり給ふも待ら
ざりけれぞうせさせ給ふ事あるおりは布衣までぞ
まいりたまふほどく殿よりも給ふせ給ふは年中行事

の御障子のもとにて、武蔵守殿、
しとぎ養せさせ給ひ、みうけ給たまひて、
あるかたにて御門跡のまふいぞさせ給むとやうに
ありぞまいりて、せ給ひし、関白殿、
おとゝ、海一けう家、や宿中務丞、あきらの
みこの宮むすめ、二人男一人おはし
ましてたゞひめ君を園殿院の御女御にまいらせ給ひ、
ときに、正年廿六、天元五年壬午二月廿日、
皇子おはしましぬ、
御家のあるじ、やうやうとしさかり有心者有、
ぞ、いとゝ御ひ、功德を思ひのうも如法よをこなる
さま、御ひ、せ、ゝ、ごとに季御讀經なども法のの
事とたのもしく、めでたき世の有がるべく女人、そうを
坊のうざうめでたうとうづきもの、さま、御ひあむ
し、所のどかざりとなく、必法よ供養せさせ給ひ法
あるうとみうとうとき法のべきものどもいとさせ給
ふ、勇ばうもさよ御ぞたまつりうきるとく
きよ面いと、御ひくうこに給ひうするものどもた
まづ御あるよりまへさ、御てわがま、御ひてぞ後
よ法ひ、を、恵心僧都の頭、滝行せ、御ぞるを
つとも京中まいぞりて、なんを時とまう宮つ
まいりふまの、えりいうるりをかのこ給をを
うさ、御ひ、へりとうとこそふくてあまり見ぐ

ゐ〜とて傍輩乞食こぐめ張ひ〜かたをいとむく
とこちの乃ひめ君い美濃山流内侍君女御まて四条の
宮まあまふくたら〜まめり屋ゐて左女御のひく
つら〜ちたこ君只て按察大納言公任卿すい小
野乃宮の君まゐたるも宮乃道をぐれ張へり
よふをづう〜四ゐく紀おぼえおをす宮内むをめ
をぐ今乃内大臣小方まて年来多く公達うら
張げ張へるゐその正月ゐ張をく大納言よう
げとをうすおげ〜なけく事う紀をる〜又れく
こ君一人ぞれをする左大弁宰相君為頼朝臣人君
中ゐ心あるゐ分るゐをもよをゐをすめり女御方

いとあてゐれをる〜村上乃御九条の内むすめ多武
峯入道御将ゐ君れ内むをめ乃をる〜ゐり内
大臣殿う〜も氏弁君ゐをれを御ゐ〜ひいを〜やむ
ごとな〜う張大納言殿参年一度ぞのくま〜ゐや内い
もうとの四条九条殿ゐ〜をも張ひてをぐめてをうち
へ入をまふよ西洞院乃殿りまおを〜ま也ぞ未三條
乃ま〜とを〜を紀張ふを大入道殿を於女院も也孫
ゐをくおげ〜め〜ゐゐよ按察大納言殿い殿乃内せう
ををて内ゐをくおげをれをまに内馬とゐう〜て
おの女院をいつゐ殿よたち張ふをんをうち君いをを
のたま〜ゐをゐを殿ゐ〜めたくまつりて内をう

やすらひ給ひたりしかれどたゞこゑたからしくませ
たまひけくだりよりその人くともやくなくもの給ふ
られきく給ふ一条院位にせさせ給へと文節にに
あまた給ひく内より入給ふこの大納言殿のあけ
まいりまゐり給ふにお車よりあふぎとさしおかし
やすみきんと女房のきこえられど何事かりとて
うちより給へりし弁内侍（えのないし）などてさしいでゝはい
もちとの殿つゝ給ひはいづくよりたち給ふなくと覚
かけきこえあなかまし先年の車ともおりむつかれなるか
まかりきつらふつかふとおぼつけなりとかなれば給
理なりなくみえぬるなりこそとおぼし

ことの給ひられ給ひてゞ人〻よろづにまよくなりて給ひ
ぬるぞこよふ物まていふそぞられ給へるかいし
のおりなりまするやうにきむとせ入道殿大井川の
逍遥（せうえう）せさせ給ひしに作文（さくもんのふね）船管絃（くわんげんの）船和歌（こうり）船とわかたせ
たまひてその道にたへたる人〻をのせさせ給ひしに
此大納言殿のまいりたまへるを入道殿かの大納言いづれ
の船にかのらるべきとの給はすれば和歌の船にのり侍
らんとのたまひてよみ給へるぞかし

をぐらやまあらしの風のさむければ
もみぢのにしききぬ人ぞなき　此哥大井川と　あるもあり

申うけ給へるかひありてあそばしたるかなれとゞ

をのくあふかうは作文のうぞのあべうをるはく
うぞうりは詩とはうたうまかぞかれのうをゆ
こもまうをなまくうわうの家おうざうる
さをを返いづれまうわりふをの作をせなん
まれるぞこうをうをうせれをのくまふるる
ひくこをすぐ作ぐだよあうをまてくいづを
のみちもぬけいぞ作ふんハ作をへを作ぬ事也
二条のおとぐちはすをうくかを

左大臣師尹（もろただ）はたぐ志年大臣五郎小一条のおとゝ
ぞくさ次めをは母九条殿の同大臣乃作をて三年

かうわう四年十二月ようつり作ふく和文乃作を
屋ぐうぞ作ふ作うりかを（安和二年五月左大臣よりあり作ひ大わ
その四年はみくれをおの小一条乃おとぐれいひいぐ
作へかをうよの人ぞくさて年をすぐさをう物
作ふのぐこ作中めをしうをも作くうをは作むを
発材と乃作ぞ宣耀殿（せんようでんの）女御作かくちたりげふうは
をうかくをうちへまいを作ふをて事にを
てまつり作ひれをうぐ作為をの作ひれぐれ
ぐはすういをやのはしをを一冠のをくまぞかりを
かひくすぐをとをちはくをうをんをを作をふいりにも
すぐをを作ををを作をへをめかはめれをりの

すこしさがり居へるがかたぐ居るくるまをとす
四門かくかこくとあるさ物語にて示くるわせる
もの事
かきてれよ志てのうちにおちのかを
ゝ〇ゝ流うとせるせうとるうとうん
御屋しき女房
秋よりおるおものをたまうすと
まれもうのせるえくとなるとたむ
古今うべさ物語ひとき御門こう流
見るなをかくして女御はあをてまつり給と
でやまうくいとあるとぐめくまつのくの

てをおかせられつゝとせ給ひ給へいひさゞ
給ふてをすをを行ふてもるうるかくる年
なくらくたゞはきくなまひて出さうぞくし給
てあるひなりてとつ
じ入くぞれたるけるアンゴ出さうのを見
でくあをぐきかを出のよ入くなりへなせ
うを給をなくはあれ給ふよ冷泉院の内女房いう也給
むてこそ中くこのあるがえをとり給へうとはき
こえしこえれ見えじくめさまをやすうぬ
ものうたがりあるりしうわりむいつ給のいとを
くをやしきなりとぞれ給れ女御

のちさらに八条とくとこむまれ給へりけれとも
なとはさうけにおはしけるとのあさふらめる給
よのわすれものとかきくたくまつらし世中わりし
こきみんうとの御さためしまはかりこりに孝の見え
うとく舜のみうとくやこれ申また延喜天暦とこれ
をうめまし延喜とはさいこの先帝の御事天暦と申
は村上の先帝れ御事なりうれ見うとの御子に小
一条太政のむすめこそおはしれ給へりとあるかいとく
あやしき御年なりしうれ母女御の御せうと海
はの左大将と申し長徳元年四月二十三日にう
せ給ひまきいとし五十三このたらはちてれとよ

まきいなさ海のまつりしくなせくし紀おかえ
海さうとくあまり名聞によるなとそおほせしいい
ありうとの女御殿り村上の年おほしくさせ給ひあ
るいまくすけふくひ給ひとくあくひ給ふあとよ
あつうきまとをうれ給のとまよ人におりとれる
まへりしとおかうけまそんすくすひ給ひ給ふ
つき事給おりもせめくろいのつきれにものひとつ
ばかりうにあうせなとてそし給ひしがあまりけよ
くしく人をもいうれ給ひき人のあてまうりうなよ
えるといふ物は御まへのまへにとりそらせ給ひてく
よるは小え殿におさめ給ひるはみなとのやうにいうなと

いをつくをせおぐ又人のきそまつりふるまでい
ををせおひくくりうごくをけせさぬおいのあま
るやうにおのをるれ人のまいおるもくのんくをん
おふまうかあてひうく人きさおのとよおをま
しけまでうけまくのあうをせさぬおふそで
くやいんでうんあるくおぐ〜きうくわぐ
ようをよりかくうのくおうくをく人のいれおふ
めるくゆをひの八美の大饗せさぬたくまり
るおひくく上戸まおくすまで人くるいでくの
をくんなぐおがくて山るべき上座新ちくを
かものるくばをあぐおうくきぬのをぐめ

さぬおふくよくをくをうをせおひくをおふを人が
らあやくくをまおふまでやむどくあきんこを大
事まくおふのなまを人くあまくまつりおを
アくをうびをうくをまどあやけをさ
くあくをせをるるのるいをぐおまくをるる
くあるんくおがくいでく大ねの山方をあまさ
むるんやくをせおふよあをくをせ中おへを山おりていと
あくくるりくくをんをくをえうちいぐくをせおりびめを
えおほをくれでおりうにおびゆるやうまおくをく
くあくくかよ人くの山をのきねのかあくをを
ちぬをくをうかくら歩おふまつりくまつおる

上達部いう俗家にはうりつくりあへぞこれ
をつあり〳〵いうだちちねこの入道殿などは弓殿
上人にてはたらく所一宮殿わぐるまと事をの
まそよくもやうんせぐらとうをぐ人くのわる
みくいぐ殿ひ〳〵をぞ見つるかり
〳〵とかうう殿ふすまるたれをなふまんはかる
事をせさ殿をまつりくゑうの殿へとをぐ
笑宮ん〳〵殿〳〵おぐするはいつもあをくるを
をぐはら〳〵けるまをふたことをりうさ殿
人ちうをかたもぐ人うれを〳〵をそうや中
さぐは山殿をぐうう殿沖ん〳〵うるくをあてるくを

あるべきこと殿はるぬようくうぐ〳〵き四ありさまを
はまく人はうんせきこえ殿人るはをぐをうをし
いんぐをはあるへくはぐはるをせ〳〵人のくらはる
くてうをかうとり殿へるよこの殿乃小方はをて
枇杷大納言延光はむすめぐはしをせる女君二はかとこ
君二人でおうをせ〳〵女君ちを三条院の東宮をて御りう
まはわ乃女君をて宣耀殿をりていとはるはをし
〳〵まはおとこうんこ四方女をて女君い三条
院の東をまをおうを〳〵殿〳〵はまりう殿へ日り
はぐを東宮伝はは殿をはひくを入年長和元年壬子
四月十八日殿〳〵殿はひくを皇后宮をを中小一条院母

ゝなと又今一ゝ乃女房はちくせうひろ〳〵後はん
まさふまんぜいねんの四乃えこ帥文ゝちうへすて
二三年計おくゝ〳〵ぐふ文和泉式部よりへさ
ぶ行ゝ〳〵後のふちゝこちきけこんえゆありさゆ
のゝちはりなるまてこちうゝちするもいきふとも
うゝやゝ小一条たゝ大ゐ殿乃はゝりてゝ行ゝ皇
后文ゐゝ〳〵ゝ次よゝぐうゝ海〳〵ゝ〳〵ゝき
は今一人乃はしもあゝこそめれこの文乃はなひ
の一乃ゝこ敦明親王ゝて式部郷乃宮ゝぐゝ〳〵
程よ去和五年正月二十九日三条院ゝ〳〵ゝ行へゝた
うぐい伝よゝ乃色行ひてゝのゝ式部乃の文東宮よゝ乃色行

ひゝき御年廿三ゝぐ〳〵だうゝあるゝゝく皆人
ゝりゝ〳〵ゝ行ゝ流ゝ色行ひゝくのち二年
ぐゝりあゝゝく行ゝぐゝ行ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵行ゝゝ乃ゝあゝびゝゝ色行ゝてゝうゝ
さゝあゝゝさゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
行ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
ゝんゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

四ぢ行ろく分くさ殿ちられで内くまくうけ後
つくじくさし三条殿乃内を房々たえのとおぐ
めーをきてさ殿殿ふういくあさ房ーくうれしき
出度すり不く殿法ふの法殿ハ殿ゆハこと事
なしし古泉院（こせんゐん）のれめものけなどの殿りをせたく
まつるなりさくくおぐーめすべきそせいー殿ふ
手内くたぐれをあるを御（おん）あ家（いへ）まをはあんなれと
のくさハするよ内までおぐーめするるくばいうぐ
いとをかくもかうさんうちる巻（そう）ーけりてありさせ
殿ふおりまぐ出宮ーきいくよくるるせ殿ひまるる
さて殿うちまつる殿殿ひく大文まをうちにも

中さ殿殿ひられでいうぐはきうせ殿ひんおるくび出
東文まは武殿ハの文ハりくまうハおぐーめすべるを
一条院のさくくーきれうーのえ文けまを東文
まをうたいをたくくそまつるなりくおぐせられ
うぐこれもおかぐ事なりくおぐーうぐめて寛仁
元年丁巳八月五日ようい九さいまて三文東文まを角く
殿殿ひく同月乃廿二日まをい法ぐきうくいふくち
をうちよりもそまつるーうたうぐい修ふ法せ法
引ーうぐすかいち東文まをもまつるべるーを考るべ
きまやあり芸んくかくさりてこの年法うちちおさ
め殿ふれ法るぐうーー寛仁三年己未八月廿八日ーー

十一ゐて四元服せさせ給ふ　さて内春宮をば小一条
とゝいまゝ東宮の位あり　さて南ゝ院ぎゝとゝ　はゝ
ゝとゝかりひかりたぐ今かくはなりひけさりし
事なりとゝ　小一条院ゝ　ゝかくかけ給ふ事
をきゝれとほゝゝ世ゝ　ゝゝ世ゝのゝ東宮位
ゝさげらも給ふゝ八九代ゝりやなりぬん
なゝふ法師　東宮おゝ　宮殿ゝ給ふ物く
のゝよ　駒をゝ天皇とゝていゝもゝ　れ給ふ
ゐけゝ　ゝゝ　ゝゝ　ゝゝ　ゝ　ゝ
ゝつゝ　ゝ給ふ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

まゝをゝれ給ふゝ　ゝゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

いとつまくまなるかたくおがみめされ宮ゑ
まんぐわすらしぬうさぬのゑ高くくうけ
くさまぐわぼくうぼ浮ひられぐ二条院おと
しぬ浮かぎうは院殿人おどもまのもやはつ
ひもたげくまのりかたひるんどするふ人目をたげ
くうぼげるぐさめりせ浮ふと院うせおりすてい
世中はものおそうくおかりのうちわをいぐとのゑ
ぐうくをゆまひふくぼよりゑ月おぐぐた
まのりぼうまつる事をうくたうとゆせぐます
てげをりはいぐふあんとのりとげきれたも
ぐもあさぎうえぼうまつる事をなけもバ庭の

くさをたげまきうつついとかぐげあきぼすみ
ようおうくまんぬをうくあうよくいようふ
きこゆうのうて三ゑうくうくて松ますをんくる
ちく坂も大ゑを思ひやぐ絵ふのうちうれ
とこゑをいぐ松うぬおぐいぐあんきあう
ぬうぼよ東ゑをうたくまつぐやうかんおう
せうぼなうきれいうくうれ浮ぬるうか
ものうとぬうくのうもあうぐあうぐぐふ事乃
さまをよのやおぬえあぬてうきばよやさう浮浮
ゆうちくいぐうぼうちたうやうよあぐめきをく
ぬうふぼうきうれんようふをもうやの笑あう

とおぼしめすよし又さうはくのゝえんをげ久まい
うゆゑ法ゐもゝ成りたるやうふかくをぼしたてまつら
ぬ法ゐのべうりとくまことの乃事なるよの人さま
〳〵はぐめりと世間ぞうよりまことよきことを法ひていえどうよ
りこゝを世法ふ成ゆえなるいとよろべき事なれや
さだよりあるをいとゞ我ものふるまひ見をとゞく
てえあるまゝにくれば〳〵めさまてく山海あるえうく
なんなりふく学くゆゑ法へどうりやいとく
ひるまさらゆるりふてげとのくらをとそ
まゝとるゝをすることえさゆゑ法ひめさるようく
なれば〳〵よるまさらく事なるゆゑ学くゆゑ法たゞ

ゑて和のゝけはをるるゆゑ法ひのうども世ゆゑ法ひ
ゆゑはひうふなれば〳〵めりゝはぬ山のうちをいう
でるよひともきゝんさてかんみて学のまい〳〵せ
ゝまつり法へともきこてさ世法ふべうるなどいふ
事敵の方ともきこゆをたまこゝにさもなれば〳〵ゆる
ぎてのはを世ばいうぐすべうんなどなれすりて東夫
ゝ法ひ井ゝなれば〳〵めりゝ学ちぬさてのちゝうて〳〵げ後
乃内ゆもいえんゝ中くうもいなどうなうしれど
ゝ法ひゝさ南ゝなれば〳〵めりゝ学んなくさのゆるり
やなはぐゝさるゝれどのゆ元ぐ事ゝふめり小三条院
きぐ〳〵中さ後法ひ〳〵うどもやうくゝやうそうて

まつ殿ばらしとそ仕ひらしう西堂ハ殿後ヒ
さむらんのくしこそそくいたくおくしゆし
なりたうぶべきさとはなるのつうの日ヒ戸さ歩て
定宿ふもうくもやさせ行ずあぐ法ん京まく
に殿よ市せうそく仕のえんとおぐめすむ川
ゆうさうべき人もそまの一行ひ中文乃格
方文殿のおくまに四条ひたうりんふ川原洞
院ハえちうきぞうちもばうとまと入りい
とゆりめうう考ん義人なふぐ立つむまて
あくしぶまふまつ殿行へとあるとおぐもうけね
事のまとおどうせ行ひくおりまめすう

とくふ殿行へで中文殿行べき事ハ西ゆふまう
事とこのきこ行る事ハ殿せもまとおぐせどの殿
行ふとくはうりよふ足くげ殿の内の
おくひとおすいまをうぶて行むうふ思
殿き事おくひたで行ぐうさかぐまりべきた
とぐまあかいゆてなんさうゆだきくり多行ひて
まづ殿ままの日行へと東宮ようたくかん行せ
うれそうと法ちくり殿行へと殿もおどうせ行む
くるる事なくむくおわせれおぐう大文殿乃法
おおくやうぐ行ぐくうもけるゆとにくく
しげ殿の法日のくう殿いせんといるひゃくんを行ん

なりまゐり給ひなどゝ人さやうにあやしくてきめ
ら侍るべきなりと次人きてはよの人見
まさるやうに春宮の女御殿のうんぢの所にまゐり給ひ
殿なりと聞しめしおぼせしにまぎれきめきんな
きんでうまつりでいあつまりふるものの給はせん事
とさく殿なりのたまとやさ侍へどまつり侍ふ
わど日をくれば陣よ左大臣殿の車やどせんとも
のあるをなまむつかしくおぼせどうつり侍ふべき
からのもの給とよのわづらせ給ひてまゐりたまへり
せさ侍よと殿人のさ面すまとおぼい殿の所まへよ
さふらふ侍へどやさく今をかんゐかたきねと思
さすり給ひんまことに侍ふよふとの草をいとふかく
殿上のありさまも去年のれたり面白と思あ
さましうかくあるかげ也れいの殿いと侍ひ
てくくけいもれであるきいつかうきいでを侍て
めりあもとまつり給へいとりくこちもおかの物
らもくるのせう侍事をなほあるいあるもは
ばかりおぼゆれど花ぐにきこゆべきうれあるを
侍へものをべき人のあるまちうれどなきに
きようまうまし思むくせうちこ笑給ひ見
花のむのをあくて侍りてとかあるゆとと思ひ
おねんの方とりせ侍へるゆをたべきそまつむも

とくまはぐかり思ふぬきあつまりてあふ
たん思ひつづくるはは はるふくもわかれるうち思
ひのくもゐのいとうふとのせうあはふいつとも
なくくはうれき世うしいのちもたくるしきの
ありさまのさてんのまうをそをこるむとをしわ
ゆうくどもしあすうかそなんあつまり
きんへひげよされのあるまそあうむうんぐるしう
るへきかんれんうはふくとしようすうなやめ
つくるんあうさはしきというれうべき事まう
やはうへうもよくおわせうれうもとかこまり
事ゆうでうせるひねそのようはあまうれはとあ
てで飯よまつうあはるへるのようちへまつうせるつんと
くはうぞくのはぐるあもとえりさあるるず大う
うははやあまいうべうへうくはうぬをいぐさ
はるんよぐうんせんくおくまつうつどひてわ
さふしけもとは車よ奉つふわしまうんまう
さんとてその夜ちんぐんのそんれまのかうしふ
ようかりうあうせるへるとと源氏郎ぐうりおう
てなどうくていわうしまるきこえうせるへいこ
の殿ようくしうせうふぐさ事おをあるもで
ちうくの事のあるとと人くれさぬふめもば
えりさぬりうくのうゆうするふはすしるりう

てこの敵もおどろきおそれいなんでうかつこれ事
こうあるかもたづねとくきこえをそまつ殿御
うちよりまいり殿御ひるがいとくんがちまえ戸
さま殿御ごとあまをげふとくまげておりあり
かくよりまいり殿へもどきるりんと申んえ殿御
ひてそもんのまふ殿御むく来よりまいりなるを
ぼちうふくこえん殿御へどよべの内侍殿くりを
中さま殿御よさうなるやとうふまげめさん
やをそしておりたるまつむ事はがりな
がめりはるとふくまるの内のいぐさあるのうちこ
びるの紙ぼさを決まづいんでうけるた夫の内裏

せうれくおぼめ決民部卿殿よ中あるさ殿御
へどをぐこくくせえ殿御へきなうるのふる
きるもとと殿御ふすこものむしまげうく
してけくあるんくけるまるくはせ
さ殿御りんと中さ殿御へどけるのもとまげて
くけおよるんけりむどけるよりふをあり紀日ふ家
あるざるとう風げて関白殿もまいり殿御へるか
どたくくくとうのり中さ殿御ふまげん
うふを大夫よ中てそはとうちまりまます
わどなるもどまいり殿御ひくかくるんと紀り
せるて面つる殿たまへどまして女の門公いれる

ぐしなどめされ給んうもようぞ侍べしさい
うは侍ふかう申事は寛仁元年八月六日の
事なり又きこいもれたるかまいを侍ふ内こども
の殿ばらまきまいをはしたりとよ内りの侍ふ上達
部殿上人ゆきぐるせさ給まぐんたちらく
くひぐきとふくれたうさ侍ふたち侍ふさた
侍ふかの文の内ん内ちとたちもすこしすぐれり
うはぐめされ給んうをたうに人さ侍ふ四ま
いりとる人ぶふなる侍まきのふ二位中納言殿のま
いり侍ふりしだるあるやしきはりしまる又今日かく
おひくしくうもう内でなどのやうに侍さ紀の

とまおとうくしうもぐ侍ふくまいり侍ふ人
かといるる事ぞくあきあるよすこしら侍ふ
きたのものそんうげ殿乃内事中高侍ふり
なんめとくれりはさきはつりやもげよおりむ
屏りあさきいのりちそ又紙んよかく侍またちの
ゆうれたりしゆすぐたなどまぐ侍さい紀
あへ又をたりうあさ内ぐう侍ふけも如れ文
ぞあもたうぐ侍いざうとりかくこの中方よ拍さい
げきぐ紙いるる事ぞくあ屏ぐくれ侍ふて
あるいしきぐ侍へどまい女房乃まつるうちを
かくあさ勢侍ふもてだり殿りいとくしどうかやしめ

しけゝる事などおもひまうけにきこえんとてはゝくおぼ
しめしけれども御こゝろよわくはめでたきおりからにかなしか
りける事ぞとおぼすにつけても御心さへくるしくおぼしめさる
ゝほどにこそせ給ひくはくるしくまたせられ給ひし
がけふもやすくさきだちふしおはしますこそ御なげきに申しくらす
ずるれよおほせられしかどもなき人のかへらぬはかなし
ならはなさけしめしようかねべきおとゞやうにかなしき
御心やすらかにうちふしおはしきのみこゝろくるしうさせ給
はりかうつくしき御なさけありがたくおぼしめすにつけて
宮の御事をおもひやりまゐらせ給ふよりも日ごろとて院より
みなしをとゞまりて御なげきを思ひやるべき事どもはげし

めさせ給ふ八日より御つぎの事はじめさせおはします
判官代(はうぐわんだい)にはふかくたのみをたのむともがらなるべきにも
あり次別当(べつたう)には中文の権大夫をたのみまいらせてまつ
りごとをおこなひしてかくいひしがふかく申させ給ふともども
さゝまりたてねがひしがいでさせ給ひぬればあはれ
にうちまもりて事は数ぎりなかりければなきさせ給ひける時
母は文などもかきつけてたてまつりしかばおもかげのふ
御返事するにもたゞなきにかきくらしけむあはれげ
なるすぐしたる女房のあるかぎりなくゆかし
かくはせさせ給へるがふるさとのおもかげ申はべる
かんおもしろくなりしも文などしたゝめさせおはせさせまし

なれ勅使にまかれたりとも見えたゞしかもさして侍るを
わくらばにはかなくいかにせられんといくたび
歎きしをいせ斎宮に給ひけん時だにもわすれがたかり
てとりわきていせ斎宮のしんやすさして風ぢん風が
ど風もせめはやゞふしそえさせつへ沢よのびよかく
人々侍るもなれまして空庭宮わたり川の女御歎
かじはさだかりゆめのごとくなからしかきふみのしんと
まゐりけりおぼしめしいでんとおぼえ侍りし世の
あはれ人知らるゝあの女御歎の

　雲井まで立ちのぼりけるへさくらふちかと
みえし思ひのほかにもあるかれ

などいふなかまん給へるなどやさしげにおもひしれ
わゆきにわせ侍りけり春は相住みちあなが
しようじかりしか紫のゝ中にはなのづらのわ
まをなほえさ斎給ふやうにもあらはけめく人のきく
ほどふかりいゆくかはれんとつへどおさなきすゞふ
うちいはるゝに侍りしかどもかしもいまもいとしこ
ことのおりからなる事いとなげかしさこそえ侍りし
まそげじめくさていかならむかの東宮御位せあるら
しゝりさくまゐり給ひしは又かもしこなたりしこそ
まつり斎給ふわざをそらしづきたくまつりせ給
ふほどふつきのうふなべてこまかなるさま世給ふなりこそ

きこえはべりしかばおのおのつかまつりいだしたる
ものどもはべりけれどもいやしきなどさてもは
げしきのごとはべりしかばなほ
なんまいりはべりしかばしばらくまでもてあい
しまうて女房ども
多ちうむくようはべりけれ
はべりけるあるれまうこ
乃文の中あのとりとりの
ゆへあることふたつ
きはべりしまうて
うかがうて式部の
まことに一条院の一乃尼こに
おもうよりはべりけるとかの
と小一院乃式部はべりけるおもうはべ
はべりけるあくとちのようそちのと
宮と申しそうし（光とうとの文の出ぬかちそう）
まもなくまをはべりひとくおのの
ものちの文こと小一院れさ
母の親まとはいいくの
ぎの三はべりけるあつ
男文師（もろかず）明親王と
僧正はべりつづきはべりて
はいもうとの女文二人むと

おもうよりはべりけるとかの
と小一院乃式部はべりけるおもうはべ
はべりけるあくとちのようそちのと
宮と申しそうし（光とうとの文の出ぬかちそう）
まもなくまをはべりひとくおのの
ものちの文こと小一院れさ
母の親まとはいいくの
ぎの三はべりけるあつ
男文師（もろかず）明親王と
僧正はべりつづきはべりて
はいもうとの女文二人むと

乃御門の御文をとりてこれ殿上人伝道雅
ゆきまさ殿ひろたゞ三条院もおなじや男女
なりけるをめざましきものなげきてあり
よなくせをひとくらせをもしきいま一所は女房を
おもひ出給ひ（光大二条 反小方）小一条大将はひめ君をいたゞ
今乃宮原をとりつるゝ三条流乃御子原をとりて
うんとかゞ一けるようちよりて大納言のむすめを
て原をとりまいるゝ中ゆるもをもちたるなるぶ一
条の大将を聘太政大臣よりてをいたくさ
歩ひてをきれを宮原をいとめでをくおりて
ますあるを四せうと人を伝法入道いとむをとあ

大納言通綱君をはたれすめをいよの入道も
うをもぞ一今一人乃女君いとをるほどくをく
ゆうれ出ありさをもをはをすめりちを大将のうう
歩行へをけるゆ乃領一和ありふをあり家乃
人よりれ乃をもをべき風をなくてかをりよな
りをもをものくはづうちをもをや思をれ
家ん和からうう内裏よまの宮ひくうをもへ中納
ひ一ハををのくおまへはをなりの仏の法をへり
移ん乃をして和をうまをををいをくみけをれ
を四けうをくよををををうくをこ移ゆうくせ
後へ乃よいね内をを乃りをふ人げひのをけをば

あるじ　しゝなどあるじ　めし　れどもあるけるひとり
ものびやうふ　拍子　れりんと　ひびくからかぶる
しめすよあまくびのなかぬもとを　涙　なる
ありとおぐめして　いるあやしくあれどたる
ひもいとをせ　ふよ　ちくれへの中　ぬき　事は
てまりあるなるとを　ひれいとくあさ
まくはあるめせぬ　ぬもんを
さすがいとくなふ　そこをせひ
れどもたつめ　事　作法　てこ
とのあるを　涙　ふいとあれよあぐ
めしてけるなるみる　ぬきたる事　ありいぬびる

なるまるそあるもいまるすまで　ふすやら
ふいをせんうくいまを　ぬきあるまぬき事也
へしてそいをなるたるあるくうる　ぬあ
せられるもぐけたを　ぬをたるもぐ
中はぐぐき人のけるはのぐきるとをあられと
を作事　れあんるはるひかまへてまいるかるも
いぐぐはぬ　ぬくきふひはるくあか
せるぬ中やなるくなくるくたてをを
るそあくけるひよ　ぬしくもあられまを　ぬば
しめられく　敏　をなるれを　ぬるるあふ
みちよ南大門よ　入くあるを中をあるくを

なふごりのゆきはむきぐ見らんなるこそかなし
ふあむの事なりやのちふ殺もきう後給ふ給ふ
いとんどうむつゝ殺給へくいとひさしうはて
こまりてくいましきはくはもとへのこゝろいかゞく
海あるまゝくこゝち人の出頃すてあるべきもの
せぐじきれなけもだこそもいとたくかて
所ふきはめくいとすはりはりよりるん
まはものくちぐもちでありとんうこゝ
ないとくきくくらくくほめ笑こそ中
くにおわん侍りしう大門すてくなる人
々武部丞美きなぐちゐぐりり優
おくけむ中すゐこうすこはくく記
人なるれ

文政十丁亥年六月十日写之　中村直衛

大鏡巻之第四目録

右大臣　師輔

冷泉白次第

世伝名

一右大臣師輔九条殿ゝ居たまひしかとも
ゝ乃四二郎君は母右大臣源能有朝臣女田村帝親王
いゝ母ゝ九条殿ゝたゝしまゝ次公卿まゝ廿六年大
臣の位ゝて十四年そなゝしゆゝ天禄二年五月
二日御薨せさせ給ひしかは五十二ゝて四まこに
ましゝ又四又宮と又ゝ位ゝまつりゝかゝれ給ひ
ゝんたきいはゝてゝゝ初ゝ中ゝやゝ四ゝしゆゝ
六十ゝ四ゝたゝ四ゝ給ゝ○ゝゝゆゝくゝ侍はゝゝふゆゝ
き事ゝゝゝゝ給ゝきはゝゝゝとゝゝ四きせあてさゝ
給ゝくゝものゝゝてゝうゝくゝあゝくゝその数乃四公達
十一人女御六人おゝたゝせしゝ男一ゝ四ゝすゝ兎ゝむ

うかゝ乃先帝乃御時の女御にあらぬ女房乃やうなる
ゝ乃中よりそぐれくめぐりくれたりまた天徳二年
十二月廿六日庚寅せう皇后宮（こうぐう）ゝ中さ内裏
三十二みゝぐしこの女御殿（にょうご）ゝ乃ゝ
ぬぎひきゝあるとかゝれ年をとろうせさぬ年を
ぐいるひさせふべくもあるゝざるうゝいんやだ
よろずとば中屋さうゝ沢すこし内さゝ流さる
くゝ物うゝゝたゝせさぬ流ふやうのそよの人
たちいられたゝまりゝ内門をとば中よりべ中
さぬ流ひくいるれる事はあるとけるなりよう
ゆふさるわうゝ流ぬゝ海ゝさるけるを内ふ

うゝとゝかゝ流ひられゝくあけさぬ流ふいざうれ
たゝさ流ゝづゝいせ流ひくゝ女房よなくあけぬそ
とゝ人ぬゝなるふゝれぬゝ内ゝ海ゝさるが
流ゝもなるゝ内せうれられゝあさるこゝろや
あるゝもくゝかゝこれたまひられゝさるべきゝく
さられたゝまくゝ内そゝあくゝのくあれ内ふ
よ人乃けたひゝられゝより内てゝくくのくまひ
られをいゝへいゝもくゝもさそいたてくゝゝひ
まばゝいりてあるゝうやうゝとうしきれゝ内門
もうゝうゝゝ流ひくゝまいのゝくゝうゝ内せ
らまくゝぬゝうゝうゝ流ぬゝ海ゝける

はるばるくいがはせんじ　ちけくふがおわちなるも
故はぞ江嶽敏とのうへの　ちつわひとほとをかく
ちなるよふうはぞの方うは小一条御所江嶽敏
のもとに公卿のかりておかるしほ　ほのかるといと
すくるぞおかりしかくえやえげめざくおい
しほ一さん中あぐ　女御のはかうちれ八文のはくよはかく
うかるあのつのの　いとうつくしうめてたくおとしもも
をもしべ時めくよとうあるれらんずるたい
くぐさ流やまくなる　ぞ流ひくあるかりとを
うれのうけ流ものれ

をかはるるはるほすれて　ものはのはなるはくるかけのるるのるれ　ものも
ばりまはえるくるぞ流ずむつりれるほ
てうやうのかはは女房ぞせぐ　伊勢兼通兼家など
ういもりらはてせるるるかんるれて
流敏とはるるぞ流ぞれるれるえとうるる
うれうこまりるかりぞ流そのおるに所
いぐあはるふるるぞ流むくわるせるま
とかるぞ流ぞまで思ふこのるるんとあぐ
めてるるぞ流ぞぬるるるかとくとはせう
うこあるるればるるずいはぐはそむつるめと
れるつくいはぐはめてれるま

したがふいきおかく修業いせき歩行つぎいきづ
かんぢさ海のつくりとも世人くとばおがび
拝するすべきなりいんやまつりかくさ海とく歩
き多歩行やいとあるすぢくんう紙車かりうぐ
いとめしかへとと中さ歩行ひたれたいりでくぐい
まはゆるさんをとくきえぐ天車かりやと
きてぢ世歩むきまどぢうよあるへき車なくば
くもありさ世歩ひたれだぢくりとくゆりとく
歩行ふ紙ありくゆをなぐいまをゆるさ
歩たりぐ出るまて試めとて出神とうく
色きくまつりてたくきまつくそ歩行ハざりき

くれでいくばせんとかぐ
めりてくつきまりるへ来より北宣育くだきを多
絵むたるまのくふをあるくびうなる車ごも
いふおかくきこえ作りかをおりゆくくの出んい
ひとひくく人乃出をあかぐ山を拝ひ風りかり
まりあるくくよあるへきわぐくいをぐきを行
くすぢくりえありかくえの女市角ち北出を見
をとりを情あるを出をやびとくきを歩行ふう
ひうあるまを歩ひめる門の出神ぐきのか
くきやいくぐ拝くゆをん小一条女市をいこ
くれるくられめぐたりおくすをくやゆる

されるをば法をかりくらかくすなり
とあるふしてをものみちをんけうをとりねぎ
やれるやうの事までをかきいとかくべけれ
ども敬上人初めてこの所をば
ものべきなりのうちひとせをばひいるの行をも
ものべしすぐしきくはるせをばいらんじ
入をうの足をば絵もまして以はかりなりをば
ばうのやうをやのやうをのをかきをば
弱ひのをとをば弱をばこのくをとをふ四ん
をきてをやをれをば弱なをばこ
とうとはいひるべうの事せういまくをを空つき

ををまうりくあるべうひやしがの門より
はのまはをのをとばかくをばあるをせをば
あるをの人のををなげきのあるべき事をばなべき
せ弱ひようこびるををぬべき事をばうをの中
をを弱ふをのづくあるべ弱けきこしてあるか
をねべき事をなべ人の中をばいくうをいをを
まをびうやうの四ん行りををかくあるう
をせをを御行どもをうくあるう
すふこをあべうめし冷泉院円融院為平式部卿
あくを女四人女一女七九十のをとの四女所をを入る
うををくををををををを東宮をを代を関白

[illegible]ぶんの九条殿のひとすぢまかり
[illegible]ぶんの門のうち南の代々[illegible]門の
[illegible]いぶは戸ばん代官の
[illegible]の近衛院のつぎたまげ
[illegible]弘文院の出こてそれを
[illegible]ぶべきに
[illegible]円融院[illegible]ぎの文よりさき
こされさぶ[illegible]ぶかどの事どもをいとみぐく
[illegible]そのゆへ武[illegible]年市門さいさ多ひのを
西文殿の[illegible]沖ぞうよの中うりて源氏の[illegible]
[illegible]なりもぬべきれで[illegible]
[illegible]道[illegible]ひきこ中さ殺[illegible]

[illegible]ぶ[illegible]ぞう世のかうふも文ち中ゑを殺ぐ[illegible]
れば[illegible]かまへるとをいぐぞうは[illegible]ん[illegible]
まふそ[illegible]武[illegible]文の[illegible]
[illegible]ぬ[illegible]
の世[illegible]小津[illegible]
なぐ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

しき出ものどもいで出たるハかやうに申も中しく
よいとくことおろかなりやうやうの事ハ
人中ふそげうう侍りいとかくばけかうぐ
めさふらひるんいもぐ侍ぬ紙ぬれかぐふあひたん
ぬしてかぬえひさや式部の丞殿の方のくら
おうしうわわすれをおぼ侍ぐらづとれくもおもうしを
さでなん侍ぬ侍ふ新院乃御門を冷泉院ぬ見こ
よおうしませどおもひ侍ぬ出ひも
めをそまつり侍むくおうげうを侍ぬよまいり
なぐ侍むけるこうゆくでもあるぬべれよの
人をいえぐうおしうおもさうとそも侍り

ぎるくのおうしまさばかりくへの出ぬのうるる
りけるとをえぬべきに出門おぎ侍ひるぐせさ
侍侍ひくのちえこおいをの小野宮左大臣教小方り
なしせ侍ぬうしよいくあやしかるう出るぐども
ぐうそよ御飯うしい道信中将公を出せううこ
きこて侍ひうふそをいをなくてうおれくぐせま
いをを侍ふようれど中ぬの中侍ふぐうう
う侍侍いくはうういおゆん
宇紀を為うしむいちふそをれ
いふ人のくちうを入をる秀ぬをて侍るりうさこ
式部ぬのあをよふあを侍へるひをあり。

一度はたらし申さるゝ日はひぞうし出ちと
この足てこちをいまゞはたらくわらし申さ
かはらやおかれはたらします福もこゝろぶく
出門乃出とてなしもとふなりひゝ家行へるゝ
まりふうはは日とは出申とものの上達部殿人などの
かゝとはうそく馬こまで多のうはうちよめし入
くはらんすかいまさなさ車とそうけ行らも
さはらとこうちくい物乃ものうちよまいお
車はうこれ乃出申をつくはものはうもふや
おかるくゝ月はうこ日は足物見車い
大文のゞりよ所やいはりしさはうとのものこそ

このふいはうものゝくまひろ松おうち
さるは車いはものなるゝ物ゝつゞのうの乃ものはと
ふえもいこぬうちてゞもはるさくふゝもこいそく
所のえうちはゞぜんかゞくさなるびみそのうちよ
おうし申くはうんぜうゝ中へとゝうしあむ
なるまゝかくんうちせしこそのはひれへそれの
こうそ行ゞうかこえ文ゝ車ゞりはいひさはゞけく
さそうまさうは一町くはうよ人もう
けうはゝ濡はさふゝ元の中あゞりふえとゝあへは
歩行へはうしさはのゝあゞもて人乃ゞるゝ家ふ
ゝまれなく人ゝはゝ嬢きうめさあへはうしきそく

ともおぼえそむく由をふいたうこそ侍るし
うて年のきねのいつかどどさへうかぶぞうさ
まきやうてこれはそうよりはるかに女一
人をいとけなくうち捨ひうしてだうし又女七の文
は出物のけこのくうせ結ひうき九文い今入道一ふ
ゑうて三条くおうしに由しうしう捨ひく十四年
まやなうせ捨ひぬうんうをそなたうう捨たまも
しうちびの十はうい今はは祇流おはうまあいり
きはえよふおうくはうしませどこれいうにうごき
おくうにおさしくなりうはうはうまたもうぐふの
ふすぐはうくはうへ捨ふ屋ふうぐうこ戸四門うび

くうう捨へどむの祇院いうど紀なくはうしま
すうれはうとの昭祇のうけ捨へどうくうど紀か
ろおうしうはうう佛經などの年ふうはは祇
祇院ゝいませ捨ひうれどはどはは佛法へあるは
捨ひくあうさうの西金剛かう捨ずはうういは
の三条乃けうはうはうまいさうまうて世をを
くう捨捨ふあもいくこううはう祇へうう世捨ひ
くいうでかうはうおうぐうしうはうきんくおぼえ
佛いうものまつり九日一条九おうはうはうふうこあつまう
きうる人はうがううとうもう佛やるうんうとうこ捨捨
ひうんうこうなはあうさ由しうく佛をううとうて又現

世は御家人とのくさぶらはぬは御袈裟ばかり
め三箇日が作法の事なくてかやうのさまの
ものいとゆゑやうくしくわらはしきを
ゆゑ今の関白殿兵法作法出家せさぶらひ
ないとおさなくはらまでもいとかくこれらの
らも法師にて人くよろこばれうる
ようにぐさせぶらひうでわりひらけぬ
さぶんまうけたなうらもとで御あまめしあつて
ぶさいめんなどせさぶらはんく角てまつらはせも
なるはこうちきとぞうづけをまつらぶらひなる
入道殿さぶらはんくいとわりくとうらはへる
なる祈りもしたく仮なくうちとうらはりんもわりど角
なべられいとうとうはくうさ角とんぶらはるなりあせ
ものさえわりもしかくしじかりとぞやさせぶらひあり
こはる高帝や東大寺のまぶえあるうらそあるさま
しかまつりの家をてまつらはるしさのの
まへはさはさせぶらはんく殿の少ひざと二重なるうさ角
角つくせぶらひくはやたうみさてまつらぶらはへも
ゆさとぶらはへじえこうのあるくびようあるいつ赤
御あるふぎの法師はさいぶらはへつきり殿とそう
さてまつりくあとんぶらはやでさくあるさするね
んなりやうはたうはしずはいうでうこ

又ちまつ[illegible]ゆ[illegible]ちいうし
じ[illegible]ゆつせ[illegible]ひ[illegible]れて[illegible]流より大[illegible]り
きまく[illegible]

ひとあるふ[illegible]のかけをえてしり
とつけ[illegible]もしかりし事

四七

[illegible]つ[illegible]二条[illegible]
あるや神の[illegible]なり[illegible]
[illegible]ふ[illegible]神[illegible]
二代まで[illegible]
[illegible]せ[illegible]ひ[illegible]お[illegible]の

[illegible]ぐ延[illegible]
[illegible]ひ[illegible]
[illegible]重明式[illegible]
は材[illegible]
[illegible]事の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

やはらぎ〜めん所さしぬ事だよりにはさ面しはな
ゝうにうりてりあへさせ給はざめるなりぼし
てゝれいよその事よりハめづらかるもかぎ〜めす
所々れど出あうう以ゑうう〜りえ給ふ出んの姫の
さる人の出なきくふくてうてあもびかぐらかい給
あもいそぐ出ぐゝ殿給ひあるこそいとかくし〜け
なうあ〜まるもれさて所の文もうせおて
し南一武部にの文もう殿給てえうどうかく
出ゑゝおろ〜々れぐめ〜ゝもそいゝぐ見けめゝさ
殿給ゑて奥秋殿内侍のつゝゝ中〜かよふ
なくなばえおゝてゝ女出文すどうゝ〇ら給

ゑ〜かぐうひるうけゝ出れはあて九条殿の
出さいひとぐ人中老殿又二君ゝ西宮殿の北方ふて
おゝ老〜と出るうみくゝ殿給ひかゝ君ぐう
のゝさめあ〜うかんゝそゝ出とゝ北文なあく
ら殿給ふあい文ゝ中ようつゝ殿給ひゝき君いとく
う殿給ゑゝき六君ゝいせい院の東宮よれゝうま
し〜にまつ〜殿給ひかんく女君ゝういゝれくゝう
れゝこ君ゝうハ十一人の御中五人ゝ六人のうち二人ハ関白殿政 古政
大臣よりせ給へつゝゝもあさまゝうゝおゝつく
〜き出さいゝひうり〜共御汁ゝけ右衛門督忠君
又小野二位又大義位遠量多武峯入道の将君ゝう

法師まことに飯室權僧正いまの禪林寺のほうこそはお
こしまいすめれ法師くいどもの中にいちの験者
まて仏のごとくに心れしうあるべきあつかひ今又
仏聖三位は子尋室律師俊源律師おつて又大師の
四女子は今の左衛門督あるべくこそ心方いとけなきかく
乃はくうへこのいうかやうにまもりたてまつりて
なりふたりのうひたかねの御ものいとはしく
いふあるべきもやさしくもはべりしなる事と
ものはりしらなりふたをみるこの清基つかう
らもしろおわりあるべくずいはしをやうぐれ作も
きんとかくしけるくうはけるいうし

見やこうと雲はは屋へきりおくふ
くうたのれいすくようちうん
ゆくへ

きくのへのうちのくはしいもしてて
ゆうの屋へきつふいすみうし
くしめきようはすまあるしうし法はは
多武峯すまあるひさいはんうしく作うし
おとそうしはもとうもは九条殿后文のとう
ぶおうし仏してのうはは半也はいまれう文殿の
はあるべくしそおやうのうさうへ殿ふおとのくしめ
とうりすくいとくあるとうくるしうう

ゐやうにまかりけんかぐ〜ちう
ぶ法ひこ宮ゐやゐこうかく〜ゆき公達のうたく
まつりく正月二七日のほどゝ中宮のかぐ〜ぶ法へ
ゐけるゐゐうゐゐをこるゐもさぐゐとのごもと
ゐりけまば殿ゐ〜ゐつきにゐどくてゐ
ゐまへゐゐおさて会釈もせぶ法へ〜ゐ〜ぶ法
法ひゐれど今一度まくのるまゐ〜ゐそのゐりゐ
ゐりひもゐ〜ゐめられぐゐゐゐうのゐりさゐゐと
ゐゐ〜つゐけゐ法ゐゐこのゐりゐは殿ゐち
ゐぼ〜いぐゐ法ひゐれゐゐゐくうちんゐゐ
ゐゐふぐゐゐゐゐゐゐゐ宮ゐ〜さゐりゐりゐ人

ゐりゐふゐこゐゐんちゐげゐる人ゐぐゐゐ
〜けるこゐ九条殿ハ百鬼夜行ゐゐ法ゐゐ
ゐゐく云事いえうを法ゐくず竹ゐ更て
内ゐり出ぶ法ゐゐ大文ゐりゐれくさまへゐゐ
ますふゐゐのゐ法ゐゐゐゐゐ車ゐゐれ
うちゐれぶ法ゐて車ゐ〜ゐきゐゐ法
くゐいぐゐゐゐゐゐゐゐ〜ゐりへ
どゐゐゐゐ〜ゐ法ゐ四ゐどゐゐる車ゐ
ゐゐ〜ゐすゐゐ車ゐゐゐゐゐちゐくまゐゐ
ゐゐ法ゐゐすゐれゐゐりゐゐひさゐて法さ
くゐれゐゐゐゐゐ法ゐゐへゐさゐて法ゐ〜ま

たる車いたゞきすいぎんどりかげえ
のたちよくびきつりふいちりくさたとゑ
うくをへざうしぞりおえせさするかあどりく
ちりくあもしあわせもくもく芳勝陀羅尼といく
しうよくさてまつくぞ波羅へ山車の
うくれのくにむさたくさて波羅へつきさて門中で
うりあうとくぞ山すじもあげさせ波むく今ふ
ぬうしかけてやもくあわせれあもどぬ山
ものへくさんもこゑざうやくとのちくくさ
ちくくぬたのあうちーなどぬるべきへくく
ちをいしのむくかくうりさ波ひりあどぬる

めづくくぬるいたのばくちりをぬりをかむと
まおうい元方武郎ぬまごまうをの正をれた
をすをちうどの山庚申せさ波ふをこの式
郎ぬまうり郎ぬ百さくかうと九条敬内ぬく波信
ひくへくあまくさうむてごうせ波ぬいで
ー冷泉院乃ちくぬまおちーなるわどふ
くぬくぬぐふをひくいぐをりひやくふ九条
殿ちひりちぐうくぬぱくちりりんくわせく
ちくぬくくこをちくまを波へかるこれくおく
わをすべくいでうぬいてこくをうく波ひりる
ちをぐーどふいでくを波ものうあるくあふ人めと

見うしてかんじそそうやしひまぐ出えづく
をいはんじくおぼゆ〜おうぼうをおくこの戒ゆの
ゆ〜おいはいうなりそいつをいくあとく
ようのおうてうけをこそのおいちまていまして
ゆくその歌やどそむひとくちいうちくきそこそのの
たまひるをを大くに九条殿いくたぐ人まはおり
きくぬるやおぼゆ〜ゆるゆくをを乃中おぐも
うるぬいるくうおうを〜中〜けるくちおり〜かを
世彩事はいまぐまくおうをおうまくはゆあう
朱雀院のまへよ左衛のあ〜とより〜むんぐ乃大
宮よ内〜面ゆくきくむさふく内裏をいぐれ

方をそうくるんえくはうくれるをくれ家うと
四ゆよ乃戸内〜お女房乃いけぐいふきい
きうおり〜面〜つんとをたるゆよ内裏く
ひくくく沖ゆまごは志そんいけうへを左衛へぐ
柳殿関白え〜おうをきすかうふ〜又おす
をを行うをずなるを面うを内〜ぐそ
うどの〜四事おどうこれがくうひまるを行へう
行う迎いうをき右方右乃夢もあ〜を面ゆい
せつもぐたぐふむ〜ようゆはくて行をこ
をうゆ芸術〜てんをうぐをむ人乃まへうてゆ
めぐうをそごのをうせ行ふ人をぐ〜おい〜をそ

いとなくもをもたる人の家敏のはるかなるこころをもく
はるかにひつぎりはるかへさぶらへいとおもし
ものまいりくやんもおくおりますこのは
うはなのめのしのいへよおりはゆきもこ
うるをと和平はめさまきかぐおぼえ侍をと
しら正月一日はあさせ行ふべき奥袋のそこかい
もちもとりれどはくつを敷ふわどまづ貞信
公のはりくよまいつる歌仁平の
侍をどうちをそくまいるよしと申さぶらまま
ひとれどおぼさ大敏おとつ歌ぶむて也し
ぶつをくぶ修へはけるふりいぐさぶらひて

屋ぐそあるものふをおくをそまつる歌ぶ式ことい
ろはいう松のをくふはけさぶらへはをろ九侍
うこまをのよ物こひをあのはをろ九侍
しまさぐ屋めくたる成侍ぶ松をぬふしおを
めしてをろうおたしまさるをまつをもりん
めいぐくいくはをうなるべきれ
あくはるおのをはけをる池のうへを
ちよまを松のかけをうくれん
集ようおいををはをろうをもりおうふりへよりい
まふうぐをもかくおたしはをあぐだぎをんせい
院の西のうを面のうぐいとんうくをちりおしき

事まてをおもしまをしたるへてはかりこれをこの
きいまはまづそのゐ門をとそはゐりはめもしい
ほどうれいいうでうゐんでゐんそのゐ門のいて
おもしゐ屋をこうゐ方ぐ武氏の殿ゐまに
にさうへたしまは侍うくまかをこはちろ
うにとれい法たち夫ぢりよかをいでくこちうくの
ゐせんざうやくふはうもあうきうまいとそ入乃
殿をおわせう殿ば源氏ないさはくちうしちる
まちうきうしちりまいうばりにぐうう侍
らまいとうろうひゐ殿行ふるもかれをお
わやまるくしうれゐ門乃事をたりとふこ

とうう迎ゐはのけこいくていくどおりしに大葦
會乃ゐ襖こういとうおりうをうを殿行ひ
しぐうもを人のめよあうをれく九条殿るん
うう殿をいぐれ角てまりく殿りうちまふハ
殿行ひけるとぐ人中しいげうつふくもいと
きぐむとみえさせ行いぐうとかをましておをし
まをねあふはきやうまゐまりををそひまり
殿行ふしむゐにに元方のゐ桓筭佐をと
ありひのけさせ行ふべきれうをはまをとうるべさ
さの世ゐゐむくひよこそはおをしゐけめさ殿
をゐはいうう殿りしてよのまつりうをかし

こくせきをおひはぐくまれ世のうゐ〳〵いん
ぢうあるべき事にて中ごろ〳〵さてゆく
いまはせし九条殿御門ぞくものうすぐもんせいおん園殿
院の御門跡貞敬殿のおん〳〵はせ一条摂政堀川
関白大入道殿をぐきえん兵衛督と六人いむさ〳〵つゝ
法皇位上はひくふのむすめたゝかのよの人おん
をごとくいふゆいこのほとゝゝや大ゝ御ゝゝふるれ
とれとこゝろ〳〵六人を太政大臣六人を摂政〳〵法〳〵

関白次第

良房 忠仁公
基経 昭宣公
忠平 貞信公
実頼 清慎公
伊尹 謙徳公
兼通 忠義
頼忠 廉義公 三条殿
兼家 大入道殿 東三条殿 法名女実
道隆 中関白殿
道兼 栗田殿 七日関白
道長 御堂入道殿 法名行覚
頼通 大宇治殿
教通 大二条殿
師実 京極殿

師通 後二条殿　　忠實 知足院殿 法名円理

忠通 法性寺殿　　基實 号忠殿

基房 号松殿　　基通 号近衛殿

師家 号松殿小殿下　　兼實 号九条殿

世續名

一 月晏

一 花山ちゝぬゝ中納言

三 ちゝはゝむゝ巻

四 ゆゆゑ

五 ゐゐれゐれ

六 ゑゑ屋ゑゑつゝ

七 ゐゐのゝまさ

八 ゐゐむゝまれ

九 いいけけ者

十 ひひけけつつ

十一 はるみすれ
十二 たまのゆらされ
十三 おりふしてれる
十四 あさぎりと
十五 うぐひすの
十六 なくのしつる
十七 ちんくさ巻
十八 きぬのうてかれる
十九 ゆきさのまさ
廿 ゆかやのまさ
廿一 のちくむの大わ

廿二 ちのまい
廿三 こゆくへの約束巻
廿四 ゆうさのまれ
廿五 さきまやのまさ
廿六 うこのゆえた巻
廿七 衣のきまの巻
廿八 ゆうりれまれ
廿九 きくのうさと
三十 はるれたやー

文政十年　ひのえとの、ゐの月なかばころ
うつしつ

中村直術